

(R01)

現 行	改 定	備 考
<p data-bbox="445 525 1009 609">地質調査共通仕様書</p> <p data-bbox="445 987 1009 1050">令和元年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="1691 525 2255 609">地質調査共通仕様書</p> <p data-bbox="1691 987 2255 1050">令和 2 年 4 月 1 日以降適用</p>	

(R01)

現 行	改 定	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第118条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。 4. 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第118条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。 4. 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p>	